

第27回

平成29年1月13日



# 地域ブランド



白鷗大学  
杉山 務



28年度【知的財産法】杉山 務

## 商標の登録要件

商標が登録されるには、所定の要件を備えることが必要

- (1) 自己の業務に係る商品又は役務について**使用**をする商標(3条①柱書)
- (2) 自他商品識別力又は自他サービス**識別**力がある商標(3条①各号)

また、仮に使用した結果、そのことによって需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できるものについては、商標登録を受けることができる(3条②)

- (3) 具体的な**不登録事由**に該当しない(4条①各号)

2

28年度【知的財産法】杉山 務

## 商標の識別力

自他商品識別力又は自他サービス識別力がある商標

- ①その商品（役務）の普通名称
- ②その商品（役務）に慣用されている商標  
例. 正宗（酒），羽二重餅（餅菓子）
- ③その商品の産地・販売地・品質・原材料・効能・用途等又はその役務の提供の場所・質等からなる商標
- ④ありふれた氏・名称（鈴木，佐藤）
- ⑤極めて簡単で，ありふれた標章（AA）
- ⑥需要者にとって誰が提供している商品（役務）であるか認識できない商標（①～⑤を除く）

3

28年度【知的財産法】杉山 務

## 地域団体商標

地域の名称及び商品〔役務〕の名称等からなる商標について，一定の範囲で周知となった場合には，事業協同組合等の団体による商標の登録を認める制度

### 地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより，事業者の信用の維持を図り，産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援すること

4

28年度【知的財産法】杉山 務

## 商標は地域の名称＋商品又は役務の名称

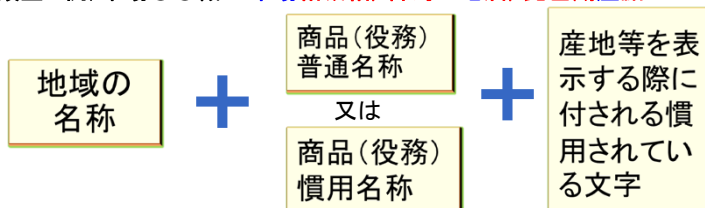
類型1 例)〇〇りんご, 〇〇みかん:江刺りんご, 能登牛, 京くみひも, 博多人形



類型2 例)〇〇焼, 〇〇織 :塩原温泉, 笠間焼, 吉野材, 博多織



類型3 例)本場〇〇織 :本場結城紬, 群馬の地酒, 琵琶湖産鮎



5

28年度【知的財産法】杉山 務

## 登録要件

(7条の2,3条1項1号・2号, 4条)

- ① 出願人(団体)が主体要件を満たしていること
- ② 構成員に使用をさせる商標であること
- ③ 商標が使用をされた結果, 周知となっていること
- ④ 商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること
- ⑤ 商標中の地域の名称が商品(役務)と密接な関連性を有していること
- ⑥ 普通名称化していないこと, 他に周知となっている同一・類似の商標がないこと, 商品(役務)の品質の誤認を生じさせるおそれがないこと等

6

28年度【知的財産法】杉山 務

## 地域団体商標の出願・登録状況 平成27年3月31日現在

出願件数（合計）：1087件

| 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城  | 秋田 | 山形  | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬  |
|-----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|-----|
| 46  | 17 | 9  | 14  | 16 | 21  | 12 | 7  | 10 | 12  |
| 埼玉  | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 長野  | 山梨 | 静岡 | 愛知 | 岐阜  |
| 8   | 23 | 30 | 19  | 33 | 29  | 12 | 34 | 34 | 42  |
| 三重  | 富山 | 石川 | 福井  | 滋賀 | 京都  | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 |
| 28  | 14 | 39 | 23  | 27 | 146 | 15 | 60 | 15 | 16  |
| 鳥取  | 島根 | 岡山 | 広島  | 山口 | 香川  | 徳島 | 高知 | 愛媛 | 福岡  |
| 6   | 12 | 12 | 24  | 8  | 7   | 8  | 9  | 16 | 25  |
| 佐賀  | 長崎 | 熊本 | 大分  | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 海外 |    |     |
| 9   | 17 | 18 | 15  | 18 | 22  | 41 | 9  |    |     |

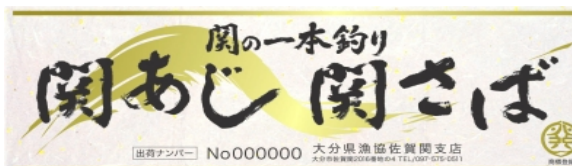
登録件数（合計）：574件

（複数都道府県にまたがるものはそれぞれカウント  
（栃木、茨城：本場結城鮎、東京、埼玉：江戸木目込人形）

| 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城  | 秋田 | 山形  | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬  |
|-----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|-----|
| 26  | 7  | 5  | 6   | 9  | 10  | 4  | 2  | 6  | 9   |
| 埼玉  | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 長野  | 山梨 | 静岡 | 愛知 | 岐阜  |
| 5   | 13 | 17 | 8   | 12 | 8   | 5  | 21 | 14 | 28  |
| 三重  | 富山 | 石川 | 福井  | 滋賀 | 京都  | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 |
| 15  | 9  | 27 | 16  | 10 | 62  | 11 | 34 | 11 | 13  |
| 鳥取  | 島根 | 岡山 | 広島  | 山口 | 香川  | 徳島 | 高知 | 愛媛 | 福岡  |
| 5   | 6  | 6  | 13  | 6  | 4   | 6  | 5  | 11 | 17  |
| 佐賀  | 長崎 | 熊本 | 大分  | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 海外 |    |     |
| 7   | 8  | 10 | 11  | 6  | 14  | 15 | 3  |    |     |

28年度【知的財産法】杉山 務

7



大分県漁業協同組合佐賀関支店より

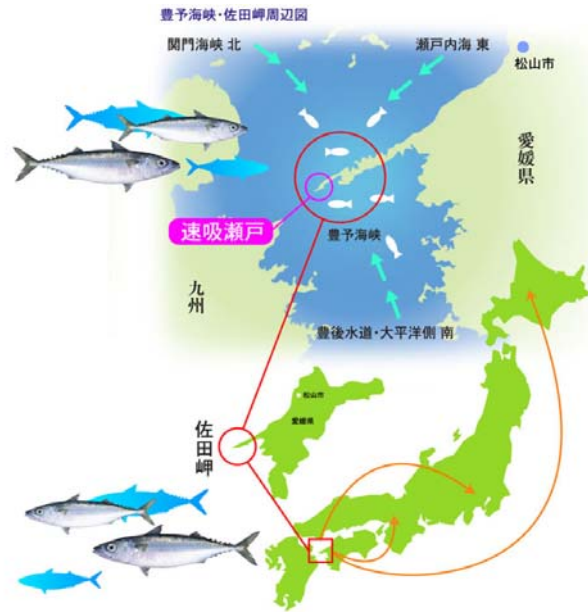
弊社取扱いの関あじ 関さばには地域団体登録商標がついています

よって **関あじ 関さば(地域団体登録商標)**を証明するものとして**タグ**を添付してあります  
基本的には大分県漁業協同組合佐賀関支店から出荷したアジ・サバにはタグシールがつ  
いています <http://www.sekijisekisaba.or.jp/>

28年度【知的財産法】杉山 務

8

「<sup>はな</sup>岬あじ」「<sup>はな</sup>岬さば」



9

28年度【知的財産法】杉山 務

活きの良さが命のアジ, サバは, 釣った後の処置も肝心  
 漁港の大きな生け簀で最低1日は魚を休ませから, 活けしめ  
 氷水で身を引き締めて出荷  
 品質に差が出ることを防ぐために, 最終的な出荷は本所で一括  
 仲買人は通さない, 100%漁協による産地直売方式

■ 岬(はな)ブランドとは 三崎漁協  
 「はな」とは, 佐田岬半島の「岬の先端」を意味  
 平成15年9月にブランド名「岬」を商標登録  
 三崎漁協が出荷する商品にはこの「岬」シールを貼り,  
 ブランド名の浸透を図っている



登録4710441号 29 31類

ブランド維持は, 楽ではない

[http://www.misaki.or.jp/gyokyo/aji\\_saba.html](http://www.misaki.or.jp/gyokyo/aji_saba.html)

10

28年度【知的財産法】杉山 務

## 岬アジ・岬サバの愛媛県認定ブランド返上 三崎漁協

愛媛県伊方町の三崎漁業協同組合は同組合のブランド魚「岬(はな)アジ」「岬サバ」について、愛媛県などで組織するえひめ愛フード推進機構の「愛あるブランド産品」の認定を返上した。愛あるブランドではいずれも一本釣りでの漁獲と定義していたが、昨年までに出荷した魚の中に一部、巻き網漁によるものが混じていたという。

三崎漁協によると2007年5月から11年8月にかけて、大分県の水産会社から大量に捕獲できる巻き網漁で取ったアジとサバを、それぞれ「岬アジ」「岬サバ」として大阪府や松山市の市場などに出荷していた。出荷量は記録の残る11年4月から8月の間で、アジは2508キロ、サバは4.6キロで、アジは11年度の岬アジの出荷総量約20トンの1割を超えている。

巻き網で取った魚をブランド魚として出荷したことについて同漁協は「一本釣りでの漁獲量が減少し、取引先からの注文に答えきれなかった」としている。

同漁協は不正経理などで11年3月時点で約13億円の債務超過に陥ったため、愛媛県の指導を受けて体制を一新し、12年度を初年度とする10カ年経営計画に取り組んでいる。今回の巻き網漁による魚の混入は過去の疑わしい取引を調査する中で判明したという。

NIKKEI.COM 2012/8/28



登録4710441号 29 31類 H25/9/19存続期間満了により権利抹消

11

28年度【知的財産法】杉山 務

## 塩原温泉 (しおばらおんせん)

商標登録 第5067303号

商標

### 塩原温泉

#### 権利者

塩原温泉旅館協同組合  
(栃木県那須塩原市塩原675番地9)

#### 商品・サービスの特徴

開湯1200年を迎えた塩原温泉は、11地区に点在して、泉質の違った150を超える源泉を保有しています。塩原温泉の楽しみ方は、この泉質が異なる湯量たっぷりの天然温泉をめぐったり、緑豊かな自然の中を満喫することが最適で、同時に健康回復、疾病予防の効果が期待出来ます。



#### 指定商品又は指定役務

栃木県那須塩原市における温泉浴場施設を有する宿泊施設及び温泉浴場施設の提供

12

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/tiikibrand.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm)

## 地域団体商標

※2006年4月1日開始

地域団体商標＝  
「地域名＋商品(サービス)名」

小田原蒲鉾  
(地域名) (商品名)



一定範囲の周知性があれば文字のみで登録可

地域ブランドの保護により地域経済を活性化

13

28年度【知的財産法】杉山 務

## 地域団体商標出願の具体例

～北海道～

鶺鴒川ししやも

むかわ

出願人  
鶺鴒川漁業協同組合



～北海道～

十勝川西長いも

出願人  
帯広市川西農業協同組合



～青森県～

たっこにんにく

出願人  
田子町農業協同組合



～福島県～

会津みそ

出願人  
会津味噌協同組合



14

28年度【知的財産法】杉山 務

～埼玉県～

草加せんべい

出願人  
草加煎餅協同組合  
草加地区手焼煎餅協同組合



～千葉県～

富里スイカ

出願人  
富里市農業協同組合



～東京都～

江戸切子

出願人  
東京カットガラス協同組合



～神奈川県～

小田原蒲鉾

出願人  
小田原蒲鉾水産加工業協同組合



15

28年度【知的財産法】杉山 務

～石川県～

輪島塗

出願人  
輪島漆器商工業協同組合



～石川県～

和倉温泉

出願人  
和倉温泉旅館協同組合



～静岡県～

由比桜えび

ゆい  
出願人  
由比港漁業協同組合  
由比町桜海老商工業協同組合



～山梨県～

甲州手彫印章

出願人  
山梨県印章店協同組合



16

28年度【知的財産法】杉山 務



## 国際出願（マドプロ出願）

基礎登録／出願 ⇒ 国際登録出願 ⇒ WIPO  
⇒ 国際事務局 国際登録（順調な場合2-3か月）

各指定国の国内登録と同一の保護  
拒絶する場合は18月以内に通報

出願商標は基礎出願／登録のものと同じ（厳密に）  
指定商品・役務は、基礎出願／登録の範囲内  
捺印又は署名（両方は認められない）  
願書（英文）（パソコン・インターネット出願不可）

- 更新は、国際登録日から10年
  - 国際登録を更新すれば、すべての指定国での権利が維持される  
マドプロ利用の大きな利点
- 他に、
- 一つの出願で複数国に出願できる
  - 名義人変更・表示変更が容易

17

28年度【知的財産法】杉山 務

## 品種登録制度

育成者権 種苗法



スイートピー



赤いスイートピー

18

28年度【知的財産法】杉山 務

## 主な農産物の保護制度

**法律:** 農産物の保護内容 (監督官庁)

**特許法:** 農産物の加工品, 家畜の飼育方法, 農機, 農薬, 遺伝子組み換え, 動植物の品種改良などの**発明**に対して特許 (特許庁)

**商標法:** 農業製品に使用する**マーク**を商標登録によって保護 (特許庁)

**種苗法:** 種苗登録**品種**について, その育成者を保護 (農林水産省)

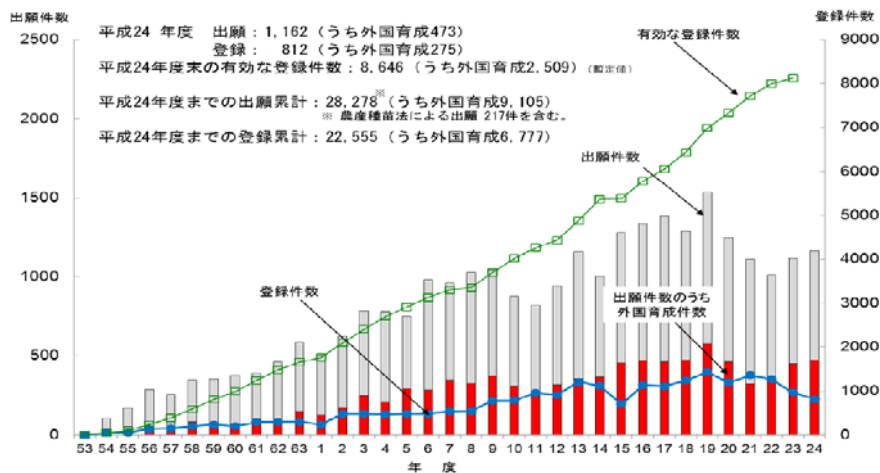
**不正競争防止法:** 他人の農業製品の模倣品販売, 原産地名や商標の不正使用といった**不正競争**に対する保護 (経済産業省)

**関税法:** 平成15年改正によって, 植物新品種に関する育成者権侵害物品を**輸入禁制品**に追加し, 輸入差止申立制度の対象 (財務省)

19

28年度【知的財産法】杉山 務

## 品種登録出願・登録件数の推移



20

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>  
28年度【知的財産法】杉山 務

## 保護対象物

新品種を育成した者(育成者及びその承継人)が品種登録の出願をすることができる

とちおとめ



あまおう

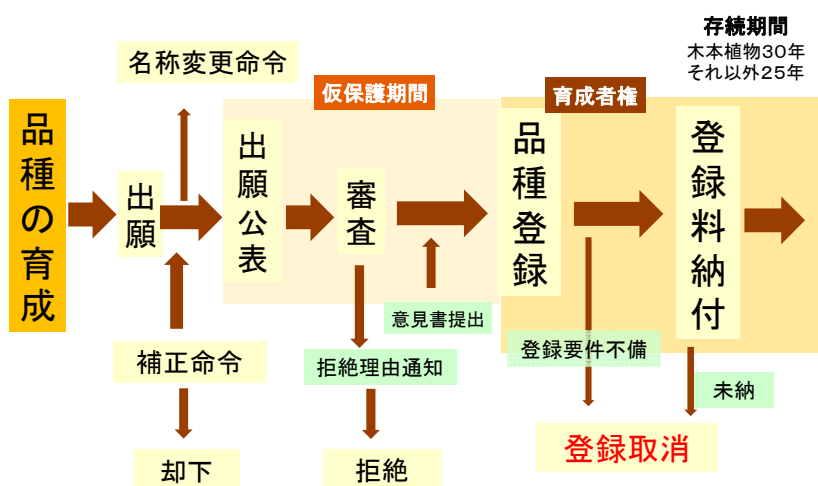


「あまおう」は登録商標  
赤くて、丸くて、大きくて、美味しい

21

28年度【知的財産法】杉山 務

## 品種登録の流れ



28年度【知的財産法】杉山 務

22

## 品種登録要件

| 登録要件                |                       | 内容   |
|---------------------|-----------------------|--|
| 特性<br>審査<br>の<br>要件 | 区別性<br>(Distinctness) | 既存品種と重要な形質(形状、色、耐性等)で明確に区別できること  |
|                     | 均一性<br>(Uniformity)   | 同一世代でその特性が十分類似していること<br>(播いた種子から同じものかできる)  |
|                     | 安定性<br>(Stability)    | 増殖後も特性が安定していること<br>(何世代増殖を繰り返しても同じものかできる)  |
| 未譲渡性                |                       | 出願日から1年さかのぼった日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと<br>外国での譲渡は、日本での出願日から4年(木本性植物は6年)さかのぼった日より前になされていないこと |
| 名称の適切性              |                       | 品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと  |

23

28年度【知的財産法】杉山 務

### 4. 具体的取組の参考資料 DNAによる品種識別技術の開発状況

育成者権を侵害した国内外での無断栽培や、店頭での品種偽装表示の問題が発生している。そこで、DNAによる品種識別技術を確立し、育成者権の保護と偽装表示の防止に役立つ。

| 作物名      | プロジェクト研究等による平成18年までの成果                                  |
|----------|---|
| 稲        | ・ 200品種以上が識別可能  |
| 小麦       | ・ 20品種について識別が可能<br>・ 「さめきの夢2000」と国内主要麺品種との識別が可能         |
| いんげん豆・小豆 | ・ いんげん豆は9品種、小豆は8品種、「きたのおとめ」「しゅまり」は海外の在来種との識別が可能         |
| いちご      | ・ 「とちおとめ」、「あまおう」等70品種の識別が可能                             |
| もも及び近縁種他 | ・ もも50品種、すもも120品種、おうとう100品種、うめ40品種、あんず20品種、びわ30品種が識別が可能 |
| なし・りんご   | ・ なし100品種、りんご80品種の識別が可能                                 |
| 茶        | ・ やぶきた等47品種の識別が可能                                       |
| いぐさ      | ・ ひのみどりと16品種の識別が可能                                      |
| しいたけ     | ・ 140品種を特定するDNA情報をネット上で公開                               |

24

官邸知財本部資料

28年度【知的財産法】杉山 務

## 品種登録できない品種名称

1. 1つの品種について複数の品種名称があるとき
2. 種苗等の商品・役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき
3. 出願品種に関し誤認を生じ、又は識別について混同を生じる恐れのある品種名称であるとき

【参考】**商標法四條** 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

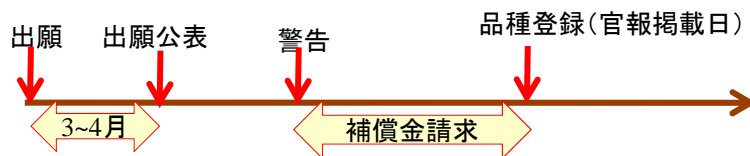
**十四 種苗法**（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による**品種登録を受けた品種の名称**と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するもの

25

28年度【知的財産法】杉山 務

## 仮保護（保証金請求権）

**仮保護の期間** 出願公表から品種登録までの間  
**仮保護の内容** 出願者は、品種登録後、審査期間中に自己の出願品種の種苗等の生産・譲渡等をした者に対して利用料相当額の補償金の請求が可能  
ただし、事前に書面による警告等を行った場合及び利用者が出願品種であることを知っている場合



26

28年度【知的財産法】杉山 務

## 出願料・登録料

1. 出願料 1品種 47,200円

### 2. 登録料

#### ア. 年間登録料

#### イ. 登録料の納付期限

登録後の年度 年間登録料

1～3年 6,000円／年

4～6年 9,000円／年

7～9年 18,000円／年

10～30年 36,000円／年

登録後の年度 納付期限

1年目 品種登録の日から  
30日以内

2年目 各年の登録日  
当日以前

- ▼ 2年目以降の登録料は、納付期限後6月以内に登録料の外に同額の割増料金を追納すれば、登録を継続可能
- ▼ 登録料は毎年払い、又は数年分一括して納付可能

## 審査

### 特性(DUS)審査

<Distinctness, Uniformity, Stability>

栽培試験

現地調査

資料調査

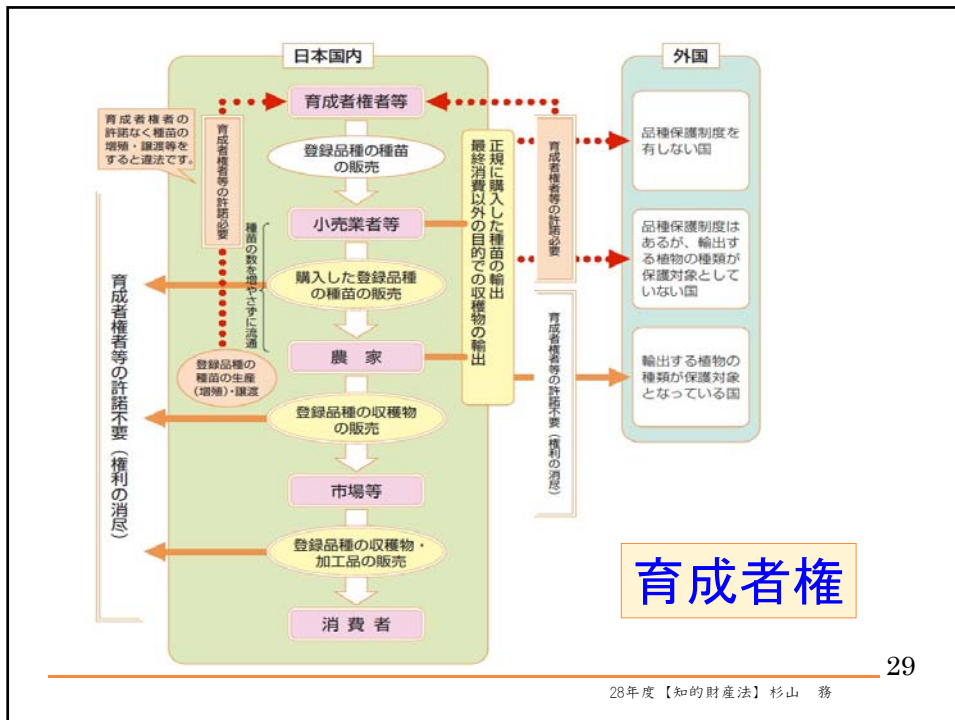
名称の適切性


未譲渡性

品種登録


拒絶







あおり21




あおり27

### リンゴ開発20年水の泡 苗木流出不安広がる 青森県

青森県が開発したリンゴ「あおり21」「あおり27」の品種登録が、登録料の納付漏れという県農林水産部のうっかりミスで取り消された。

**<あおり21>** 11月が収穫期の晩生種で、長期の貯蔵でも品質が低下しにくい。「ふじ」の後継種として期待

**<あおり27>** 10月後半が収穫期。すりおろすなどして果肉が空気に触れても変色しにくく、ジュースなどの加工用に適している。



2008年11月02日

30

28年度【知的財産法】杉山 務

## おうとう「紅秀峰(べにしゅうほう)」

平成17年5月に発売されたグルメ雑誌に山形県が育成者権者であるおうとう「紅秀峰」がオーストラリアから日本への輸出準備が進められている記事が掲載されました。山形県が品種保護Gメンの協力を得て調査したところ、「紅秀峰」の穂木が無断で国外へ持ち出されていたことが判明したため、平成17年11月、山形県は穂木を輸出したオーストラリア人を刑事告訴し、税関に輸入差止め申請を行いました。



その後、オーストラリア人が反省の意を表明し、育成者権の存続期間終了後も一定期間「紅秀峰」を輸出自粛する等で山形県と合意したため、山形県も刑事告訴を取り下げて和解しました。

31

28年度【知的財産法】杉山 務

## その他の知的財産権関連

- 1 回路配置利用権  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- 2 独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
- 3 水際措置(関税法)
- 4 弁理士制度(育成者権:種苗法)

32

28年度【知的財産法】杉山 務



## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービス事業者による特定ソーシャルゲーム提供事業者に対する取引妨害事件について排除措置命令

株式会社ディー・エヌ・エーが、ソーシャルゲーム提供事業者に対し、GREE(グリー)株式会社の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーキングサービスをいう。)を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた事件(平成23年6月9日 排除措置命令)

(知的財産権の行使行為)第二十一条

この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による**権利の行使**と認められる行為にはこれを適用しない。

独占権であるから、販売地域や期間を制限した契約は正当だが、実質的な競争を阻害する販売価格の下限を設定することは正当な権利行使とはいえない。

33

28年度【知的財産法】杉山 務

## パチンコ機特許事件 (平成9年8月6日勧告審決, 平成9年(勸)第5号)

X社ら10社は、ぱちんこ機の製造に関する多くの特許権等を所有すると同時に、国内において販売されるぱちんこ機のほとんどを供給する製造販売業者である。

X社ら10社は、その**所有する特許権等の管理**をY連盟に委託するとともに、これらに係る発明等の実施許諾の意思決定に実質的に関与していた。

Y連盟が所有又は管理運営する特許権等は、**ぱちんこ機の製造を行う上で重要な権利**であり、これらに係る発明等の実施許諾を受けることなくぱちんこ機を製造することは困難な状況にあった。

X社ら10社及びY連盟は、ぱちんこ機の製造分野(川下市場)への参入を排除する旨の方針に基づき、Y連盟が所有又は管理運営する**特許権等の集積**を図り、これらに係る発明等の実施許諾に係る市場(川上市場)において、**既存のぱちんこ機製造業者以外の者に対しては実施許諾を拒絶**するなどにより、参入を希望する事業者がぱちんこ機の製造を開始できないようにした。

このようなX社ら10社及びY連盟の行為は、ぱちんこ機を製造しようとする者の事業活動を排除するものであると認定された。

34

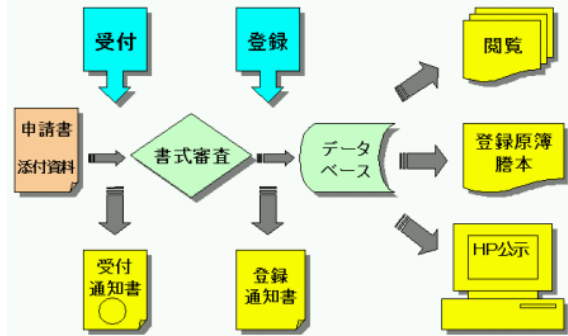
28年度【知的財産法】杉山 務

# 回路配置利用権

## 半導体集積回路の回路配置に関する法律



### [登録業務の流れ]



権利は登録から  
**10年間**

登録機関：財団法人ソフトウェア情報センター  
SOFTIC

35

28年度【知的財産法】杉山 務

## 知的財産侵害物品の差止実績

(平成26年1月～9月)

平成26年12月財務省関税局

全国の税関では

**輸入差止件数**は24,087件 **輸入差止点数**は683,841点

前年同期比で 件数は14.5% 点数は49.3%増加

輸出差止件数は2件 輸出差止点数は875点

### 輸入差止件数仕出し国別構成比と前年増加比

中国が**22,419件 (93.1%)** 15.7%増

香港が**812件 (3.4%)** 4.2%増

韓国が**328件 (1.4%)** 36.7%増

商標権 23,916 (97.7%)

著作権 445件 (同1.8%)

バッグ類33.9% 衣類

22.8% 靴類9.1%

### 輸入差止点数仕出し国別構成比と前年増加比

中国 591,286点 (86.5%) 58.8%増

香港 53,075点 (7.8%) 7.2%増加

韓国 20,654点 (3.0%) 9.2%増

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/h26dai3shihanki.files.pdf>

36

28年度【知的財産法】杉山 務

## 弁理士とは

特許, 実用新案, 意匠, 商標などの**知的財産のスペシャリスト**

### 弁理士の業務

産業財産権に関わるすべての事務手続を代理することができる**国家資格保有者**「特許事務所」は弁理士が仕事をする主な場所で, すべての弁理士は日本弁理士会の会員

### 弁理士の仕事

 中心的な仕事は,

- ・特許・意匠・商標などの出願に関する特許庁への手続についての代理
  - ・知的財産権に関する仲裁事件の手続についての代理
  - ・特許や著作物に関する権利, 技術上の秘密の売買契約, ライセンスなどの契約交渉や契約締結の代理
  - ・特許法等に規定する訴訟に関する訴訟代理(審決取消は単独可能だが侵害訴訟は弁理士と共同であれば代理可能)
- 出願の代理 出願後の問題に対処, 争訟, 鑑定, 判定請求, 実用新案権の技術評価請求, 外国における産業財産権の取得, 対応  
意匠登録出願, 商標登録出願, 不正競争防止法, 水際措置における業務

## ま と め



ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

**団体商標**：構成員に使用させる商標を所定の団体が登録できる制度  
一般社団法人，商工会議所，商工会，NPO法人など

- **地域団体商標**：地域の名称及び商品〔役務〕の名称等からなる商標について，一定の範囲で周知となった場合には，事業協同組合等の団体による商標の登録制度  
目的：地域ブランドを適切に保護することにより，事業者の信用の維持を図り，産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援

商標は，**地域の名称＋商品又は役務の名称**

類型1：地域の名称＋商品（役務）の普通名称

○○りんご，○○みかん：江刺りんご，能登牛，京くみひも，博多人形

類型2：地域の名称＋商品（役務）の慣用名称

○○焼，○○織：塩原温泉，笠間焼，吉野材，博多織

類型3：地域の名称＋商品（役務）の普通名称又は慣用名称＋産地等を表示する慣用文字

本場○○織：本場結城紬，群馬の地酒，琵琶湖産鮎

- ① 出願人（団体）が主体要件を満たしていること
  - ② 構成員に使用をさせる商標であること
  - ③ 商標が使用をされた結果，周知となっていること
  - ④ 商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること
  - ⑤ 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有していること
  - ⑥ 普通名称化していないこと，他に周知となっている同一・類似の商標がないこと，商品（役務）の品質の誤認を生じさせるおそれがないこと等
- ★ その他の登録要件を満たしていること（不登録事由に該当しない）

#### 栃木県，茨城県の地域団体商標

本場結城紬（ほんばゆうきつむぎ）本場結城紬卸商協同組合，茨城県本場結城紬織物協同組合，栃木県本場結城紬織物協同組合（茨城県 栃木県）

笠間焼（かさまやき）笠間焼協同組合（茨城県）

塩原温泉（しおばらおんせん）塩原温泉旅館協同組合（栃木県）

鬼怒川温泉（きぬがわおんせん）鬼怒川・川治温泉旅館協同組合（栃木県）

川治温泉（かわじおんせん）鬼怒川・川治温泉旅館協同組合（栃木県）

中山かぼちゃ（なかやまかぼちゃ）那須南農業協同組合（栃木県）

益子焼（ましこやき）益子焼協同組合（栃木県）

## 種苗法

キーワード

権利期間：25年（草）30年（木），審査後設定登録から

出願公表：遅滞なく，先願主義，

育成者権：自家増殖，商標権，加工品

農林水産省，登録制度，審査（区別性，均一性，安定性，未譲渡性1年4年，名称）

参考資料：

## 品種登録制度

目的：新品種の保護のための品種登録に関する制度，指定種苗の表示に関する規制等について

て定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与(1条)

・保護対象植物：栽培される全植物（種子植物，しだ類，せんたい類，多細胞の藻類）と「きのこ」

### 品種登録の要件：

(1) 区別性(Distinctness) (3条1号)

既存品種と重要な形質で明確に区別できること（形状，色，耐病性等）

(2) 均一性(Uniformity) (3条2号)

同一世代でその形質が十分類似していること（播いた種子から同じものができる）

(3) 安定性(Stability) (3条3号)

増殖後も形質が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる）

(4) 未譲渡性 (4条2項)

出願日から1年遡った日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと，外国での譲渡は，日本での出願日から4年（永年性植物は6年）遡った日

(5) 名称の適切性 (4条1項)

品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしくないこと

**商標法四条** 次に掲げる商標については，前条の規定にかかわらず，商標登録を受けることができない。

**十四** 種苗法第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて，その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

登録できない品種名称

① 1つの品種について複数の品種名称があるとき

② 種苗又はこれと類似の商品についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき

③ 種苗又はこれと類似の商品に関する役務についての登録商標と同一又は類似の品種名称であるとき

④ 出願品種に関し誤認を生じ，又は識別について混同を生じる恐れのある名称であるとき

### ★ 他に

・先願であること(9条) (特許のように進歩性は不要)

・権利保護期間：木本植物 30年 それ以外 25年(19条)

・共同出願(5条)，は特許出願に同じ(特38条)

・職務育成品種の育成者(8条)は，職務著作(著15条)に同じ

・同一の品種出願は，先願者のみが品種登録(9条) 同日規定はない

・出願公表(14条)は，商標と同じ(商12条の2)だが，補償金は特許と同じ(特65条)

・共有に係る育成者権，専用利用権，通常利用権，先育成による通常利用権は特許とほぼ同じ(23～27条)

・育成者権には，差止請求権，損害の額の推定，過失の推定，具体的態様の明示義務，秘密保持命令，当事者尋問の公開停止等，特許と同じ規程

・拒絶理由がない場合は，品種登録(18条)

その旨を通知し公示，30日以内に第1年分の登録料納付，未納であれば登録取消

・育成者権は，試験研究及び自家増殖には及ばない(21条)，権利消尽(21条)

**Q**：日本では，植物の新品種については特許法では保護されないため，種苗法による保護が規定されている。